

憲法は、何のために、誰のためにあるのか

弁護士 宮 尾 耕 二

このパンフレットは、筆者が2005年9月17日に熊本で開催された憲法問題シンポジウム（主催：熊本県弁護士会・日本弁護士連合会）で行った講演内容を踏まえて個人的に作成し、実行委員会の了承を得て、本日配布させていただくものです。

■ はじめに

皆さんこんにちわ。シンポジウム実行委員会事務局次長の宮尾と申します。本日は、本シンポジウムの実行委員会を代表して、基調報告を担当させていただくこととなりました。そして、今日は高校生の皆さんも多数来られるということで、シンポの内容を少しでもわかりやすくするための「補助資料」として、この冊子を配布させていただくことになりました。

なお、この冊子の内容につきましては、できるだけシンポ実行委員会作成の「基調報告書」の内容を踏まえたものとするように努力はしておりますが、要約にあたって、どうしても私の主觀というものが入ってしまいます。ですから、この冊子の内容につきましては、あくまで、私個人が責任を持つものであることをご承知おきいただきたく存じます。

■ 憲法改正をめぐる状況

まずは、なぜ、日弁連が「憲法改正問題」を取り上げるようになったのかです。

それは、一言で言えば、憲法をめぐる状況が大きく変化したからです。

私の記憶では、1960年代から80年代までは、現実の政治課題として憲法の改正が議論されたことはなかったと思います。

しかし、1990年代になって、第一次湾岸戦争が起きました。90億ドルも出したのに、アメリカから全く評価されないという事件がありました。そのころから、潮目が変わりました。

特に、2001年9月11日の同時多発テロ以降、その動きは急加速しました。本書の末尾に一覧表をつけておきましたが、堰を切ったように明文改憲にむけての意見が公表されていま

す。政党では自民党、民主党。新聞では読売新聞社。それから、見逃せないのが財界です。経済同友会、商工会議所、日本経団連という3团体が、そろって憲法を改正すべしという意見を出している。

そしてまた、今年になって国会の憲法調査会が最終報告書を提出しました。まもなく憲法改正国民投票法案も審議されるだろうと予測されています。

今度の選挙で、衆議院議員の84%を改憲論者が占めることになったと新聞に書かれていましたが、数年内に憲法改正国民投票が実施されるのではないか…という予測は的はずれではないと思います。

■ 日弁連の基本的スタンス

では、日弁連として、この問題にどう対処すべきなのか。これが意外と難しい。

それは、日弁連は「強制加入団体」だからです。弁護士であれば、必ず日弁連の会員にならなければなりません。そのような団体が政治的な発言をすれば、個々の会員の思想信条と衝突する場面も出てくるわけです。

他方で、弁護士法は、弁護士の使命として「基本的人権の擁護」をあげています。その「大本」となる憲法が変えられようとしているとき、何も発言しないというのも変だろう。

というわけで、どこで意見をまとめようかと今懸命に議論している最中なのですが、考えてみれば、いろいろな政治的意見を持つ会員を抱えた日弁連は、国民の縮図です。「基本的人権の保障」から出発して、どこまでのことが言えるのか。その結論は、国民の皆様にも多いに参考にしていただけるのではないかと考えております。

■ 昨今の改憲案の特徴

さて、改憲案の話しに戻りましょう。

現在公にされている改憲案の一つの特徴は、憲法9条だけでなく、**全面的な改憲論**が提起されていることです。ただし、どの案も、**建前**としては、「**基本的人権の尊重**」「**国民主権**」「**平和主義**」の原則は維持する…と述べている。

しかし、その中身をよく見てみると、「ホンマにそうかいな？」と言わざるを得ないところもある。たとえば、「**国民主権の実現**」といいながら、

「**国民主権**の一番の実現は憲法改正だ。ところが憲法は60年間一度も改正されてこなかつた。それは改正手続が厳格に過ぎるからだ。

だから、**憲法改正国民投票を廃止しよう。**」といった冗談のような議論が真顔でなされていたりするわけです。

そしてまた、こういう改正案が出てくるまでになされてきた**個々の国会議員**の先生方の議論の内容を見ると、もっと露骨なことをおっしゃっている。特徴的なものをいくつかピックアップして本書の末尾についておきましたが、まさに「何でもあり」の世界です。でも、これらは、いずれも、現役の国会議員だった方々の発言なんですね。

なるほど、改憲論議がタブーでなくなったこと自体は悪いことではありません。しかし、ことは国家の根本をなす法律についての議論です。それを変えようというとき、どんな議論であってもいいというのはいかがなものでしょうか。

私は、**今日の憲法論議の最大の問題**は、「憲法は何のために、誰のためにあるのか」という本質的部分について、共通の言葉がないままになされていることだと思います。

このまま、乱暴な議論が続けられ、「改革に賛成か、反対か!?」「憲法くらい変えられないで改革ができるか!?」的なノリで国民投票まで突き

進んでゆくことにならうどうなるか…。深く憂慮せざるを得ません。

■ 憲法の基本理念

—立憲主義とは何か？

では、憲法は何のために、誰のためにあるのでしょうか。

この点を議論する前には、まず「**憲法とは何か？**」という点をはっきりさせなければなりません。

『**憲法**』という名前がついていれば憲法」というのでは答えになりません。先ほど紹介させていただいた議論の中にもありました、改憲をおっしゃる先生方の間でとても人気のある聖徳太子の「**十七条憲法**」…これは「和を以って貴しとなし、さからうこと無きを宗とせよ」というものですが、これは「憲法」といっても、**今の憲法とは全然異質のものです**。せいぜいのところ公務員の職務規程のようなものでありまして、これを憲法論議の中に持ち込むのはちょっとおかしい。

では、明治憲法、大日本帝国憲法はどうか？なるほど、これは、憲法典としての形式は備えていました。しかし、第二次世界大戦後、世界的に、「憲法が憲法と言えるためには、一定の内容が必要である」と考えられるようになりました。そして、明治憲法は、その内容を備えていない。

これに対して、**日本国憲法**にはその内容が盛り込まれている。明治憲法とは質的に異なる内容を持つようになったのです。

では、憲法が憲法たるために必要不可欠な内容とは何なのでしょうか？

それは「**個人主義**」と「**法の支配**」という思想です。そして、これこそが「**立憲主義**」と呼ばれるものの核となる考え方なのです。

その内容を、憲法の条文に即していようと「すべての人々が個人として尊重されるために、最

高法規として国家権力を制限する」という考え方であるといえましょう。

そして、この定義のもとになったのは、
憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

98条1項「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

という規定です。

誤解をおそれずに言えば、憲法の規定をどんどん削っていって最後に残るもの、これを削ったら憲法が憲法でなくなるというのが13条、98条、99条の規定だということになります。

とはいって、「個人主義」とか「法の支配」という言葉自体、今日初めて聞いたという方もおられるでしょう。そこで以下、この概念について、やや詳しく説明してみたいと思います。

まず、「個人主義」です。

これは、一般の方々には違和感がある言葉かもしれませんね。ただ、憲法13条をよく見て下さい。「個人を尊重する」とは書いていません。「個人として」尊重されると書いてある。つまり、「個人」という概念そのものに、独自の価値がもたされているのです。

そして、私もシンポの準備過程で初めて知ったのですが、この「個人」という言葉の原点に立ち帰って議論をしようというのが、憲法学会におけるここ10年間の目立った動きです。これを「地殻変動」と表現する学者もいるくらいです。

さて、この「個人」という言葉ですが、意外なことに、明治まで、日本には「個人」という

言葉はありませんでした。それは 西洋から来た "Individual" という言葉の訳語として誕生した言葉です。

ただ、この "Individual" という言葉、これは当時の日本人にとってひどく理解しづらい概念でした。それまでの日本には、それに対応する概念が全くなかったからです。ですから、この言葉は、最初は「獨一個人」「人民各個」「一身ノ身持」などと訳されていたといいます。「個人」という言葉が辞書に載ったのは1891年以降だといいますから、ホント、明治の先輩方は苦労したわけです。

もっとも、ヨーロッパでも、Individual という言葉はそれほど古いものではありません。これは、ヨーロッパの中世的な社会秩序に対する反対概念として生まれた言葉です。

では、中世的な社会秩序とは何かというと、要は、ひとりひとりが「身分」「家」そして「領地」にがんじがらめにされた状態です。それは江戸時代までの日本も一緒でした。

たとえば、当時は、百姓に生まれたからにはどんなに努力しようがお侍や貴族にはなれなかったわけです。それが「身分」。

次に「家」ですが、これは結婚を考えればよくわかります。結婚は家と家がするもので、自由恋愛結婚などもってのほかでした。だからこそ、シェイクスピアの「ロミオとジュリエット」の悲劇が起きた訳ですね。

そして、「領地」ですが、たとえお殿様や貴族であっても、自由に住む場所を変えることはできませんでした。「俺は暖かい所が好きだから転勤させてくれ」という訳にはいかなかったのです。まして百姓、農奴と呼ばれる階層はそうでした。

あと、ヨーロッパの中世に特殊なのは、「神」=キリスト教的価値観です。

これは、これに対応するものを持たない日本人にとっては理解しづらいものです。それをあ

えて、ごく簡単に、かつやや誇張していると、次のようになるでしょうか。すなわち、どんなに理不尽なことがあっても、つらいことがあっても、「全ては神様がお決めになったこと」。「ひとり」に認められたのは「あの世」での幸福のみ。「身分」「家」「領地」といったオキテを破つて現世の幸福を追求することは、神の秩序に対する反逆である…そういう価値観が「差別」と「不自由」を支えていたのです。

このような中世的社会秩序に対してまず起きたのは、いわゆる「ルネサンス運動」でした。それは、まず、神絶対の価値観に対する疑問として登場しました。ひとりひとりの人間にも価値があるのではないか?…そういうことが語られる時代が訪れたのです。

やがて、それは、「身分」「家」「領地」といった束縛に対する疑問に発展してゆきます。「貴族も百姓も、同じ人間ではないか。」「ミヤオ家の長男である前に、まず、自分は自分だ。」「自分は自分の生きたいように生きる。幸福を追求する。それのどこが悪い!?’…そういった独立して自由かつ平等な1人1人の人間のありかた、それが individual 「個人」という概念に込められた意味なのです。また、この概念を母胎として、後の時代には「基本的人権」や「平等」という概念が生まれてゆきます。

そして、こういう価値観が普及するにつれて、「中世」という時代は終わりを告げました。

しかし、それでメデタシメデタシとはいきません。それまで個人を束縛していた「身分」「家」「領地」にかわって「個人」の前に現れたのが「国家」です。

それは、いわゆる「近代国家」「国民国家」「主権国家」と呼ばれる新しいタイプの国家です。それまでバラバラに分散していた権力が1点に集中して、国家のすみずみにまで行き渡るようになった国家です。そして、その集中した権力が今日私たちがいうところの「国家権力」であ

り、最初にそれを握ろうとしたのが、いわゆる「絶対王」と呼ばれる人たちでした。

ちなみに、日本では、この変化は江戸幕府から明治政府、将軍から天皇への変化であったといえば、イメージをつかんで頂けるのではないかと思います。

つまり、「個人」と「国家」というのは、近代が生んだ二卵性双生児のようなものです。

以来、現在に至るまで、「個人」と「国家」の関係をどのように考えるのか、という問題が提起されることになります。つまり、「個人あっての国家」と考える「個人主義」と呼ばれる考え方を取るのか、「国家あっての個人」と考える「国家主義」と呼ばれる考え方を取るのかという問題です。そして、それこそが、現在に至るまで、憲法学の根本問題なのですね。

そして、1689年のイギリス名誉革命や、1789年のフランス革命などのいわゆる「市民革命」と呼ばれる事件は、「国家主義」を否定し、「個人主義」を思想的な軸としたものでした。

そして、それを正当化する理論が「社会契約論」でした。その内容をちょっと難しく言うと、「個人とは、国家の存在を抜きにして、それ自体価値あるものである。国家は、個人の契約によってつくられた人為的なものにすぎない。」という考え方です。

わかりやすくいうと、日本国民である前に、ミヤオコウジである。それが、自主的に、ヤマダタロウさんやスズキイチローさん、その他多くの人たちと一緒に、合意の上で、日本という国を作った…という考えですね。

そして、この考え方を前提に、ミヤオさん、ヤマダさん、スズキさんの利益を害するような国など要らない。そんな国は壊してしまって構わないよ…というのがJ.ロックの「抵抗権」の考えでした。

ただし、実際には、1人1人の個人と国家権

力との間には圧倒的な力の差があります。なにせ、警察も軍隊も握っているのが国家権力ですから。

そこで重要なのが「法の支配」という思想です。これは、「国王は何人の下にもあるべきではない。しかし、神と法の下にはあるべきである」という言葉で知られていますが、要するに、国家権力よりも優先する「法」があり、最高権力者もそれに従わなければならぬという考えです。

この考え方を取ることによって、初めて、個人と国家は対等の立場に立つことができたのです。

かくして、市民革命の時代に、「個人主義」と「法の支配」が融合したものとして立憲主義が誕生しました。それが具体的な憲法典という形をとったのが、たとえばアメリカ合衆国憲法であり、フランス人権宣言だったのです。

そして、紆余曲折はありましたが、立憲主義の本質は現代に、わが憲法にも引き継がれています。

■ 「国家主義」の典型 靖国神社

では、市民革命の後、この考えがずっと支持されてきたのか?…というと違います。

たとえば、明治憲法の中には「個人」という言葉も、「最高法規」という言葉も出てきません。

「個人」のかわりに明治憲法にあったのは「国体」でした。明治憲法の「告文」、つまり前文には「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」と書かれ、同憲法の1条には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定されていました。これは、日本書紀に書かれた天照大神(アマテラスオオミカミ)の神詔(かみことのり)に遡る「国体」を宣言し、確認したものです。

そして、同憲法の2条では「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定されていました。つまり、憲法よりも天皇が優位する。明治憲法は最

高法規ではなかったのです。

そして、戦前・戦中のわが国には「国体ファシズム」が吹き荒れました。

1925年に制定された「治安維持法」では、「国体を変革することを目的として結社を組織したる者」は厳罰に処されることとされました。

1937年には当時の文部省が「国体の本義」というものを発表します。その「緒言」も本書の末尾に載せておきましたが、これは「個人主義」を名指しで攻撃して「万古不易の国体」による新日本を建設しようと呼びかけるものでした。

私は、この時期の日本を席巻したものは、おそらく、世界的に見ても、最も純化、徹底された国家主義の1つであったと思います。「日本人であるからこそミヤオコウジである」「日本人でなければ人間としての価値がない、非国民だ」という考えが行くところまで行った思想だと言えましょう。

そして、その思想のシンボル、中核となったものが、最近なにかと話題に上ることの多い「靖国神社」です。

では、「靖国」とは何だったのでしょうか?その本質を鋭くえぐり出したのが、最近隠れたベストセラーになっている高橋哲哉氏の「靖国問題」(ちくま新書)という本です。高橋氏は、「靖国神社」は「『感情の鍊金術』によって戦死の悲哀を幸福に転化していく装置にほかならない」。

と述べます。つまり、「お国のために死ぬことが最高の幸福」…これが靖国イデオロギーの本質なのですね。

それが非常によくわかるのが、「靖国問題」で引用されている、雑誌「主婦の友」1939年6月号掲載の「母一人子一人の愛児を御國に捧げた讃嘆の母の感涙座談会」という対談記事です。その一部を紹介しますと
「うちの兄貴は、動員がかかってきたら、お天子

様へ命をお上げ申しあげて申しあがめ申しあげてね、早う早うと思うとおりましたね。今度は望みがなかつて名誉のお戦死をさしてもらいましてね」
「もう子供は帰らんと思や、さびしくなつて仕方がないが、お国のために死んで、天子様にほめていただいとると思うと、何もかも忘れるほどうれしゅうて元気が出ますあんばいどすわいな」

子供が死んで嬉しい…！ 今では信じられないことですが、建前としては皆そう思っていた。そう思わされたカラクリの中心にあったのが、戦死者を神としてまつる靖国神社だったのです。

でも、実際はどうだったのでしょうか？當時の若者に、個人的な幸福を追求することは許されませんでした。徵兵拒否は厳罰でした。敵の捕虜になることすら禁止されたのです。その中で、学問をしたい、野球をしたい、家族と一緒に暮らしたいといった個人的な幸福、もっと言えば「生きたい」「死にたくない」という最低限の要求さえ踏みにじられていったのではなかったでしょうか？そこに「人権」という概念が入り込む余地はまったくなかったのです。

ところが…。この靖国的発想を美化し、支持する人たちが改憲論者の中に多い。それは何を意味するのでしょうか。

なるほど、憲法についての議論をタブーにする必要はありません。

しかし、まがりなりにも憲法についての議論をするのなら、憲法の本質を踏まえる必要がある。それを踏まえない議論は、おなじ「カイケン」であっても、「改憲」ではなく「壊憲」、つまり憲法の破壊につながりかねない。

私は、そのような憲法の破壊は、「基本的人権の尊重」を使命とする弁護士・弁護士会としては絶対に認められないと考えています。

■ 焦点となる平和主義

さて、言うまでもなく、今回の憲法改正論議の焦点は、平和主義です。

この問題について議論するときに注意すべきことは、いろいろな議論が錯綜している中で、十把一絡げに「改憲か護憲か」を論じるのは適切ではないということです。

ことは日本のこれからの一〇〇年間を決定づける重大な問題です。これからじっくり議論してゆけばいい。ただ、その際に**共通の言葉**とすべきことがいくつかあるのではないか。

そういう意味で、いくつかの点を指摘させていただきたいと思います。

○ 平和主義と立憲主義

まずは、そもそもなぜ憲法に平和主義を規定しなければならないのか、ということです。

18世紀後半に誕生したフランス人権宣言も、アメリカ合衆国憲法も、戦争についての規定を持つていませんでした。

これに対して、現在にあっては、150を超える国が、憲法に何らかの平和主義条項を設けているといいます。

その間に何が起きたのでしょうか。それは、戦争そのものの変化、戦争に対する見方の変化でした。

立憲主義が誕生した当時は、戦争をするには大義名分さえあればいいと考えられていました。さらに、欧米列強国による植民地獲得競争が始まる中で、戦争には大義名分すら不要で、ただ、そのやり方だけが問題だという「無差別戦争観」が主流になっていきます。宣戦布告とか捕虜の虐待の禁止とか、そういったルールは決めるけれども、戦争そのものは違法でもなんでもないという考え方です。

他方、欧米列強国どうしの戦争は、1871年のプロイセン・フランス戦争以来約40年以上も絶えていました。工業化とともに兵器の近代化もどんどん進んでいましたが、それが何を意味するのか、誰も気づかなかったのです。

その意味するところが明らかになったのは、
1914年に勃発した第一次世界大戦でした。

そこでは、約2000万人の死者が出たといいます。

さらに、1939年には第二次世界大戦が勃発します。その被害は第一次世界大戦をはるかに上回るものでした。それが余りに膨大であったためか論者によって大きく数字が異なるのですが、私の手元にある資料 (Microsoft(R) Encarta(R) Reference Library 2005.) では、軍人・民間人を合わせた死者を国ごとに見ると

ソ連	2000万人
中国	1350万人
ドイツ	720万人
ポーランド	550万人
フランス	60万人
イギリス	50万人
イタリア	40万人
日本	210万人
アメリカ	40万人

だったといいます。この莫大な死者、犠牲に対する反省なしに、人権もへったくれもない…というのは非常にわかりやすい理屈です。

さらに、「個人」と「国家」の対立関係という視点で見ると、ひとたび戦争が起きれば、「国家が勝つために個人が死ぬ」か、「個人が生きるために国家が滅ぼる」かという、究極の選択が迫られることになります。

このようなむきだしの対立が起きれば「国家緊急権」とかなんとかいって「法の支配」など吹き飛んでしまいます。全ての価値が「国家が勝つこと」に集約されることになる。かつての日本のように「國体護持のため、最後の1人まで闘って死ぬべし」という結論となるのは自明のことでしょう。

つまり、「戦争」こそは最大の人権侵害であり、立憲主義の最大の敵なのです。国際法によって侵略戦争が違法とされるとともに、平和主義が立憲主義の原則として承認されていったのは当然のことと言えましょう。

○前文と9条2項の持つ意味

では、戦争を防止するため…より正確にい

と国家による戦争を禁止するためには、憲法にどのような規定を設ければよいのでしょうか。

この点、わが憲法は、比較憲法的にみても徹底した規定を設けています。特徴的なのは「平和的生存権」を規定した前文と、戦力放棄まで規定した9条2項です。そして、現在の改憲論において目の敵にされているのも、この二つです。

そして、この2つを削除しようとする人々は、「侵略戦争をしてはならないのは当然」「9条1項が残るから大丈夫」といいます。でも本当に大丈夫なのでしょうか？

ここで押さえておかなければならぬのは、9条1項の原型は戦前からあったということです。それは、第一次世界大戦後、1928年に締結された「戦争放棄に関する条約」です。これは「パリ不戦条約」と呼ばれることがありますが、次のような規定を持つ条約でした。

「締約国ハ國際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ拠棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」

どうです。今の9条1項とよく似ているでしょう。この条約によって、侵略戦争は既に禁止されていたのです。

ところが、日本は、1929年の世界恐慌を契機にして、中国への侵略戦争を始めます。これは、戦争とはいわず、「満州事変」「シナ事変」と強弁して行されました。更に、アメリカなどから経済封鎖をされると、「自衛」のために、真珠湾攻撃・太平洋戦争へと突入してゆきました。

この歴史の教訓は「戦争放棄に関する条約」では戦争を防げなかったという点にあります。それが日本の特殊性なのです。戦争を防止するため、9条1項のほかに前文と9条2項が加えられたのは決して「思いつき」ではなかったのです。

また、ふりかえって現在の日本を見れば、今の憲法の下でも、なじ崩し的にイラクに重武装の自衛隊が派遣されてしまいました。しかも、

イラク特措法では「戦闘地域」には行けないことになっているのに、その戦闘地域と非戦闘地域の区別を問われたとき、小泉総理大臣は「分かるわけないじゃないですか」と開きなおりました。こういった政治状況の中で、本当に9条1項だけで大丈夫なのか。十分な検討が必要でしょう。

○改憲の目的は何か

また、今の改憲論は、何をするための改憲論なのかも議論しておく必要があります。

はっきりしているのは、**いまさら自衛隊を承認するための改憲ではなかろう**ということです。

では、何のためか。それはアメリカが要求する「ショウ・ザ・フラッグ」「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」を実現するため…つまり、**自衛隊を海外で戦闘行為ができる軍隊にするための改憲ではないのか**。

ご存じのとおり、9条については、ほとんど「神学的」ともいるべき解釈の変更が重ねられてきました。しかし、最後の最後になっても「海外で戦闘行為はできない」という一線だけは守られてきました。それは、**侵略戦争を禁止する**という意味で、一つの明確かつ有効な基準であったと言えましょう。

ところが、それが変えられようとしているのです。これは、自衛隊を認めるかどうかというのとは質的に異なる次元の問題であることを認識する必要があるでしょう。

○実現するのは「集団的先制攻撃」？

では、どういう場合に海外で戦闘行為をしようなのでしょうか。

これは、論者によって異なるのですが、大まかにいえば、二つの場合が言わされているように思います。

一つは「集団的自衛権」の行使の場合であり、もう一つは「国連安保理の決議」がある場合です。これらは国際法上も認められているのだから問題なかろうというわけです。

そこでまず、「集団的自衛権」とは何かといふと「同盟国が他国の武力攻撃を受けた時に、同盟国を攻撃した国を攻撃する権利」と言われています。そして、なるほど、これは国連憲章51条にも規定されています。

しかし、国連憲章51条は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、…個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しています。つまり**「武力攻撃」が行使の要件**なのです。

では、今回のイラク戦争で、イラクからアメリカないしイギリスに対する武力攻撃はあったか？ ありませんでした。ですから「集団的自衛権が認められないからイラク戦争に参加できなかつた」というのはウソです。

しかも、アメリカは、場合によっては先制攻撃を辞さないと明言しています。そのことは平成16年版の防衛白書にも書かれています。アメリカは「国家安全保障戦略において」「**大量破壊兵器とテロのもたらす脅威**に対しては、時として先制することも必要との姿勢を打ち出している」と。

そして、その場合であっても、日本の軍隊がアメリカと共同の軍事行動を取るというのであれば、「集団的自衛権」の行使ならぬ**「集団的先制攻撃」**となってしまうのではないかでしょうか。

もし、そうなれば、9条1項すら事実上否定されることになります。そのようなことは、立憲主義の立場からは絶対に認められない。そこは、はっきりさせるべきだと思います。

○特定の国を想定した武力による「国際貢献」

もっとも、そのような考え方に対しては、「国際貢献は必要ではないのか？」「一国平和主義など通用しないのではないか」という疑問が呈されることがあります。

しかし、今語られているのは、**特定の国、つまりアメリカを想定した武力による国際貢献**なのではないでしょうか。だとすれば、それ以外

の国には非常にはた迷惑なものになる可能性が大だということを認識する必要があります。

そもそも、日本が「国際貢献します」といつて許されるのは、9条により海外で戦闘行為ができないからです。もし、中国が「これから武力で国際貢献することにしました」と言い始めたら、皆さん「ちょっと待って」と言うでしょう。違いますか？

○現時点での「国連決議」のあやうさ

次に国連決議です。

ここで注意しなければならないのは、現在の国連は、国連憲章の規定通りには必ずしも動いていないということです。

ですから、現時点において、安理会決議を絶対化するのは危険です。その危険性が顕在化したのが、イラク戦争でした。

アメリカは、今回のイラク戦争を自衛戦争としてたたかった訳ではありません。**大義名分**としたのは**国連安理会決議**です。具体的には1991年4月の安理会決議687号と、2002年11月の1441号です。前者は、湾岸戦争の終結にあたり、和平の条件としてイラクが大量破壊兵器を破棄すること、武器査察を無条件で受け入れることなどを定めたものです。後者は、イラクが前者で定められた義務を履行していないことを遺憾としたうえで、このまま義務違反が続けばイラクは「重大な結果に直面するであろう」と警告するものでした。

とはいっても、これがアメリカやイギリスの軍事行動を正当化しうるものだったのかどうなのか…!?

問題は、その判断が、事実上アメリカの自主判断に任せられていることです。その判断が誤っているかどうかをただす事後チェックの制度はありません。大量破壊兵器が見つからなかった現在においても、です（なお、イラク戦争そのものの評価については、例えばC.G.ウイーラマントリー著「国際法から見たイラク戦争」（勁草書房）などが参考になります）。

○平和的生存権を削除することの意味

9条2項のことばかり話してきましたが、前文の**平和的生存権**…つまり「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との規定は、理念的には9条2項以上に重要な規定です。それは、**平和の問題を個人の人権として規定**しているからです。「戦争は最大の**人権侵害である**」という視点が明示されたものということもできましょう。

ところが、公にされた改憲案では、のきなみ、この**平和的生存権**の規定が姿を消してしまっています。これをどう理解すればいいのでしょうか。

いまさら「戦争と人権は無関係」だとは言えないでしょう。だとすれば、**人権尊重の理念**、**立憲主義の理念**自体が変質している可能性があります。そして、実際に、そのような動きが出ているのです。

■ 現実味を増す全面改憲論

○「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に

その第一は、13条の「公共の福祉」を「公益」とか「公の秩序」に変えようとする動きです。

13条の条文を見て頂ければおわかりのように、「**公共の福祉**」というのはわが憲法が認める唯一の**人権制約原理**です。ただ、正直、「**公共の福祉**」という言葉の意味は、今ひとつ明瞭ではない。だから、これを広く解するか狭く解するかは、人権保障のあり方を根本的に左右する大問題なのです。

そして、現在における通説は、この「**公共の福祉**」を、「**基本的人権相互の矛盾・衝突を調整する公平の原理**である」と解釈しています。つまり、あくまで「個人」相互の調整のレベルにとどめましょうということです。裏返せば「**お国のため**」という**価値観**を排除する解釈です。問答無用の「**国益**」とか「そんなことをする奴

は非国民だ」という論理は認めないと考える考え方です。

しかし、改憲論者の多くは、そのような解釈が不満で仕方がない。だから、これをわかりやすく「公益及び公の秩序」に書き換えようじゃないかといった議論が出てきます。しかし、それでは、今まで憲法学者が一生懸命に排除してきた「お国のために」の論理が憲法に持ち込まれることになってしまいます。これは、基本的人権のあり方を根本的に変容させる重大な問題だと言わねばなりません。

特に、軍隊の活動のため、つまり「お国のために」の人権制限を定める「有事法制」の整備がすすめられようとしている昨今、この問題は極めて重要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○立憲主義そのものを否定しようとする議論

さらに、今の改憲論を見ますと、立憲主義の理念そのものを否定しようとする意見が見られます。

その1つが、国家権力を規制する憲法から国民を規制する憲法へ変えようという動きです。

「権利と義務は表裏一体」、「納税、勤労、教育の3つしか義務がないような憲法では困る」といった声を受けて、改憲案は、さしつけめ「義務のオンパレード」の様相を示しています。「国家に対する忠誠の義務」「国防の義務」「家族扶助義務」「自立・自助義務」といった具合に…。

そして、その根底にあるのは「法の支配」の考え方の否定です。「憲法は国家権力を規制するものだ」という考えがスッポリ抜け落ちている。

そもそも、国民に義務を課すのは憲法の下の「法律」の仕事です。その行き過ぎを憲法が規制しなければならないのに、憲法で直接国民の義務を規定してどうするのか。

もう1つは、国家主義的色彩を前面に打ち出す動きです。いろいろな改憲論を見ていますと、「伝統」「文化」「郷土と国」のオンパレードで

す。これは、「個人」という価値観にかわって「國家」という価値観が台頭していることを物語っています。

しかし、たかだか数百字で「わが国の伝統と文化」や「郷土と国」を語ろうというのは無茶な話です。それを強引にやれば、おのずと恣意的で非科学的な内容となる。それでは「神話」です。

では、なぜ、そんな「神話」にこだわるのでしょうか。国家主義を徹底するためには、国家そのものに個人の幸福を超える価値を見いださなければなりません。しかし、先程も述べたように、もともと今私たちがイメージする国家、国民国家というのは近代になって初めて登場したものでした。それに永久の価値を与えようとすれば、フィクション、つまり「神話」が必要になります。だから、その「神話」を憲法に規定して、国民に押しつけようとする動きが出てくるのです。

私には、その動きの延長線上に、あの「国体」ファシズムの亡靈が見えるのですが、杞憂でしょうか？

■ おわりに

さきほども申し上げましたが、憲法について議論すること自体は決して悪いことではありません。

しかし、うっかりすると憲法を壊してしまう…ということをおわかりいただけたと思います。しかも、憲法は「最高法規」です。ひとたび憲法が壊されてしまえば、もはや、それをただす制度はないのです。

そのことを踏まえた上で、「論憲」というのなら、ひとつ腹を据えて真剣に討議して頂きたい。それが、今回のシンポジウムが提案しようとしていることなのです。

本日お集まりの皆様方、特にこれから日本を担う高校生の皆さん、ぜひ、このシンポを

機会に、憲法について正面から考えていただき
ますようお願いして、ひとまず、私の話を終わ
らせさせていただきます。

Q: 国家と個人を対置させる考えはマルクス主義の残滓ではないですか。社会主義が崩壊した今、そのような考えはもう時代遅れだと思います。

A: 公にされている改憲案の中にもそういう考えがありますね。しかし、これは全く逆です。ソ連型社会主義崩壊の教訓から学ばなければならぬのは、国家と個人との対立関係を無視してはいけないということなのです。

社会主義思想そしてロシア革命は立憲主義のありかたにも大きな影響を与えました。特に、社会権、参政権及び平和の問題に関する影響は絶大だったといえましょう。

しかし、ご存じのとおり、現実に誕生した「ソ連型」の社会主義国家は著しく人権抑圧型の社会になってしまいました。それは、これらの国々の指導者が、革命によって国家と個人の緊張関係がなくなったと錯覚したからです。つまり、國家が個人の人権を侵害するのは資本家が國家権力を握っているからであって、労働者が政権を握り階級対立が解消されればそのようなことは起きない…と考えられたのですね。

その結果、これらの国の憲法においては、個人主義はブルジョワ的なものとして否定され、法の支配の原則も採用されませんでした。それがどのような結果をもたらしたかは多言を要しないでしょう。

Q: 国家と個人に対立関係があるのはわかりましたが、個人ばかりを強調するのはおかしいのではないかですか。

「公共の精神」や「愛国心」もなければ、国家も社会もバラバラになってしまうのではないですか。

国家と個人をうまく融合させる発想が重要なではないですか。

A: まず、確認しなければならないのは、立憲主義は国家の存在を否定していないということです。

内戦が続く国を見ればわかるように、無政府状態では、個人の人権はおろか、生命の維持す

らままなりません。ですから、個人にとって、国家の存在が必要不可欠なのです。それは、いわゆる「社会権」という権利が承認されるに至って、より明白になります。生活保護も義務教育も、国家あってこそ実現できるのです。

ですから、立憲主義が、国を愛したり、誇りに思ったりすること…つまり「愛国心」を否定するわけはないのです。

また、立憲主義は、公共の精神も否定しません。ボランティア活動をしている人に「ケンカラン」とは言わないのです。

実は、個人と公共の問題は、立憲主義が誕生した当時から議論されていました。当時、それは「自由とは何か?」という形で議論されていましたが、有名なのはT. ホップズと J. ロックの「自由」の定義の違いです。

ご存じのように、ホップズもロックも17世紀イギリスの思想家です。ホップズがイギリスの絶対王を擁護し、ロックはこれに対立する議会を擁護する立場でした。そして、その立場を反映して、二人の「自由」に対する考え方は全く違うものとなりました。

ホップズは、自由とは「外的障害が存在しないこと」、つまり「したいことをする自由」だと考えていました。これは「利己主義」をも積極的に肯定する立場です。もっとも、それだけでは社会は維持できません。彼のいうところの「万人の万人に対する闘争」が始まってしまいます。そこで、彼は「王への絶対服従」の必要性を説きました。つまり、彼がいわんとしていたのは「個人は、王の命令に従いさえすれば、何をしてもいい」ということだったのです。

他方、ロックは、「法の支配」の概念を取り入れて、王権の制限を説きました。ただ、そうすると、国家、社会がバラバラになってしまう可能性が出てきます。そこで、ロックは、「理性」による「自律」の必要性を強調します。つまり、ロックにおける「自由」とは「理性にしたがつて行為する自由」であり、利己主義とは一線を

画す概念でした。わかりやすく言えば、彼における自由とは、「したいことをする自由」ではなく、「なすべきことをする自由」だったのです。

ロックのこの発想は、現代においても妥当するというべきでしょう。立憲主義においては、各「個人」には、「何をしたいのか」ではなく、「何をなすべきか」を自ら考え、実践することが期待されているのです。国家権力に「何をなすべきか」の判断を仰ぐ発想と、自分のことしか考えない利己主義は表裏のものです。これらは、いずれも憲法の想定する「個人」のあり方と相容れないことに注意する必要があります。

ただし、ロックのいう「理性」を余りに強調すると、「理性のない奴に人権はない」という議論につながったり、逆に「そんなご立派なものが人間にあるのか?」とかいう疑問が出てきます。

ですから、私は、これは個人にとっての「幸福」とは何か?…という問題として議論した方がよいのではないかと考えています。

そのような考えを最初に示唆したのは19世紀イギリスの思想家であるJ.S.ミルです。彼は、「他人の幸福を自己の目的としようとする感情と能力」は人間に与えられた「天性の社会的な要素」であると述べました。つまり、彼は、個々の人間にとっての「幸福」は、決して利己的なものだけではないことを示唆したのです。

また、最近、ある雑誌でアグネス・チャンという女性が「人は他人を幸せにして初めて幸せになれる。他人の不幸をわかつちあって初めて不幸も乗り越えられる」と発言しているのを読んで、ナルホド!…と思いました。これは、ミルの発想を実にわかりやすく言い表した言葉だと思います。

つまり、「利他的」「公共的」な行為が個にとっての主観的「幸福」たりうるところに「社会性」を持つ生物としての人間の特徴があるのです。社会の中で役割を得て、他者からも認知されている自分のありかたに充足してい

る感情を「生き甲斐」と呼ぶなら、そこにこそ個人の「幸福」の本質があると言つてもいいかもしれません。

ただ、注意すべきは、何が利他的で何が公共的であるかの判断にあたっては、あくまで「個人」の判断が尊重されなければならない…ということです。例えば、最近、ロシアのチェチェン紛争の実態を告発した本を読みましたが、こんな本を出すのは命がけです。政府にとっては非常にケシカラン本なのですが、これもりっぱな「公共」のあり方といえましょう。

また、同じ事は「愛国心」についても言えます。愛国心というのは、本来、個々人の私的な「心」のありようですから、その人の考え方によって、あるいはその人が占める地位によって、一様ではありえない。その具体的中身や表現のしかたは一人一人違つて当たり前なのです。

つまり、それこそが「個性」というものなのです。国、公共あるいは他人のために「何をなすべきか」という問い合わせへの答えは、その人の性格、育ち、あるいは社会において占める地位によって、千差万別となってあたりまえなのです。そして、その「多様性」こそが、集団・社会を支える力なのだと思います。

これに対して、改憲論者あるいは教育基本法改正論者のおっしゃられる「公共」や「愛国心」は、この個性や多様性を認めません。

なぜそうなるかというと、「公共」と「愛国心」が一体のものとなってしまっているからです。そのことによって、本来個人主義と親和的であったはずの「公共」や「愛国心」のありかたが歪められ、国家主義が台頭する素地をつくってしまうのです。

まず、「公共」が「愛国心」と一体ないし同義のものとされるとき、「愛國的でない公共」、つまり現状批判的な利他行為が許されない…ということになります。

逆に、愛国心を「公共化」するとは、その内容を公定化しそれを押しつけること、換言すればそれに従わない者を「非国民」とすることにつながります。それは、必然的に、個人の「思想および良心の自由」と厳しい緊張関係をもたらすでしょう。

最後に「国家と個人の融合」ですが、文字通りそれを実行すれば、中世に逆戻りです。もともと近代になって封建的な社会秩序が解体される中から、国家と個人が生まれてきたのですから。

従って、問題は相対立する「国家」と「個人」の存在を前提にしつつ、両者のあるべき関係をいかに構想するかです。

そして、その方法は、①個人主義を取った上で個人の「自律」を求めるか、②国家主義を取った上で権力者の「自制」を求めるかのいずれかしかないでしょう。

理屈の上でいえば、権力者の自制が本当に実現されるのなら、後者でもいいのです。ただ、問題は、それができるかということなのですね。権力者も生身の人間です。どこかで自制がはずれてしまうかも知れない。あるいは完璧な権力者がいたとしても、その後継者がそうだとは限らない。あるいは、その権力者を取り巻く側近が、権力者の名をかたって権力を濫用するかも知れない。「権力は腐敗する」のが鉄則だという諺がありますが、権力者が自制に失敗したとき、そのダメージは計り知れないものがあります。

他方、個人の「自律」も、なかなか簡単ではありません。人間は弱いですから、ときどき間違いを犯します。しかし、1人が過ちを犯しても、他の人がそれを正すことができる。リスクを分散することができるのです。

結局、ここでも大事なのは「多様性」の尊重という発想です。「国家と個人の融合の仕方は個人の数だけある」と言ってもよいかも知れませんね。

Q: 国家が国民の人権を守るために軍隊を持つのは当然ですか。北朝鮮に拉致された人たちの人権はどうなるのですか。中国が核ミサイルの照準を日本に合わせているのに、何もしないでいいのですか。家に強盗が入ってきているのに何もしないのですか。家族を守るためにたたかうのが当然ですか。

A: これは、難しい問題です。ただ、私がお話しした内容とはかみ合っていないと思うのですね。

私は、自衛隊をすぐに解散せよとは言っていません。憲法改正に反対する同世代の学者の中にも、自衛隊は軍隊ではなく「武力」だから合憲だという立場の方もおられます。現在存在している自衛隊は、世界屈指の近代化された軍事力となっています。北朝鮮や中国がおいそれとわが国を「侵略」できるような状況ではありません。だから、「家に強盗が入ってきてるのに何もしないのか?」というご質問は的はずれだと思います。なるほど、徹底した非武装論を取ればそうなるかもしれません、「憲法を守れ」という人々の中にはその考えを取らない人もたくさんいることを忘れてはいけません。少なくとも自衛隊に関する政府見解を維持さえすれば、憲法を変えなくても、入ってきた強盗をたたき出すことはできるはずです。

では、なぜ憲法を変えなければいけないのでしょうか。先にもお話ししたように、明文改憲が喫緊の政治課題とされているのは、自衛隊（軍）に海外で戦闘行為をさせるためです。しかも、集団的自衛権の行使の場合であれ、国連安保理決議による場合であれ、わが国に対する武力攻撃がない場合が想定されている。それに対して私が危惧するのは、「こちらが強盗になってしまうのではないか!?」ということです。私が「集団的先制攻撃」と呼ぶ事態が起きれば、さしつめ「集団強盗」ということになりますか。

なお、わが国に対する直接の武力攻撃がなされ、あるいはなされようとしているとき、自衛

隊の海外での戦闘行為を認めるべきかは非常に難しい問題です。

質問者が問題とされる北朝鮮の拉致の問題について言えば、拉致被害者の方々はまことにお気の毒です。しかし、だからといって「拉致被害者がいるはずだ」と言って、軍隊を北朝鮮に派遣して、同国内で戦争をすることが許されるのか？ それは、拉致の防止、あるいは拉致の現場でそれを阻止することとは質的に異なった問題を提起します。もし、それが許されるとすれば、これだけ外国で仕事する日本人が増えている現在、「在外邦人保護」名目での派兵が許されることになる。でも、それは過去幾多の侵略戦争において、戦争の大義名分として使い古された口実ではなかったでしょうか。

また、中国の核ミサイルの問題についても、答えは簡単ではありません。まさか、こちらから先に仕掛ければよいというわけでもないでしょう。「日本が核武装して抑止力を…」という発想は際限のない軍拡競争にまきこまれる危険をはらんでいます。また、在日米軍基地の存在を前提にしたとき、中国が今の日本を「脅威」と考えるのは全く的はずれとまでは言えないではないでしょうか。

ただし、今、その答えを出す必要があるのでしょうか。私は、この難しい問題について答えを出さなくとも「こちらが強盗になるような改憲はだめだ」という一致点は持てるし、持つべきではないかと思うのです。

私が「十把一絡げに『改憲か護憲か』を論じるのは適切ではない」と申し上げたのはそういう意味です。何をするための憲法改正なのかを具体的に論じ、是々非々で冷静な議論をしなければならないのではないかと思うのです。

Q: 憲法の平和主義を変えるためには全面改憲が必要になってくるという話しだったと思うのですが、全面改憲が議論されるようになった理由はそれだけですか。

A: いいえ。今の改憲論の「震源地」はもう一つあると考えています。

それは、1990年代以降急速に進んだ「構造改革」と呼ばれる世の中の流れです。これは、「規制緩和」とか「新自由主義」あるいは「自己責任」とか言われる考え方に基づく一連の政策をいうのですが、これは、生存権・労働基本権・教育を受ける権利などといったいわゆる「社会権」の保障と厳しい緊張関係にあります。その流れを受けて、昨今の改憲案の中にも、社会権を「プログラム規定」と明示せよとか、25条3項に「自己努力と相互協力」の義務を入れよとかいう意見が見られるのですが、これは、私の目から見ると社会権の事実上の否定にほかなりません。

ただし、これについては「弱者の切り捨て」という批判が起きることは必至でしょう。また、仮にそれが成功したとき、日本国民は「持てる者」と「持たざる者」に階層分化し、圧倒的多数が後者に組み込まれることになる。犯罪の増加といった混乱や、厳しい対立関係が生じることも容易に予想されます。

そうなると、これを強行するためには、おのずと、人権や民主主義、そして国家と個人の関係つまり憲法のあり方そのものの見直しが必要となるのではないか。そして、その動きは、小選挙区制導入による少数意見の排除、オウム以来の刑事手続の変容…といった形ですでに現実化しつつあるのではないか。個人的にではありますが、私はそう思っています。

Q: 憲法を変えて、民主主義さえ機能してればわが国が「強盗」になったり、人権が蹂躪されるといったことは防止できるのではないかですか。

A: 私は、おっしゃることは半分正しく、半分まちがっていると思います。

なるほど、民主主義は大事です。これが機能しなければ、いくら憲法が立派でも、役に立ち

ません。世論というものがなければ、憲法改正などしなくとも、今頃、イラクの自衛隊は大手を振って戦闘行為をしているでしょう。

しかし、今回の衆議院選挙の結果などを見ると、少なくとも現時点で民主主義に全てを託すことができるかと言われると「？」です。憲法問題をとっても、選挙期間中は、ほとんど争点にもされなかったのに、自民圧勝という選挙結果は改憲を加速するであろう…と言われています。毎日新聞の報道によれば、衆議院議員の84%が憲法を改正すべしという意見なのだそうですから。また、民主党も今度の代表選挙の結果を受けて改憲に大きく舵を切ってくるでしょう。しかし、私が知る限り、世論調査では「9条を変えるべし」という意見は過半数には達していないはずです。このギャップは無視できません。また、現在の国民に対して、憲法問題を議論するために必要な情報・知識がどれだけ提供されているのか…という点も問題です。

しかも、気をつけなければならないのは「民主主義」と少数者の「人権」との間には緊張関係が存することです。民主主義とは形式的には多数決です。それは、往々にして暴走し、「多数の暴虐」をもたらします。だからこそ、裁判所に違憲立法審査権が付与されているのです。

詳細は省きますが、歴史的にみて、現代立憲主義における「民主主義」は、個人の基本的人権としての「参政権」と「平等」が融合したものとして登場しました。仮に、それに独立した立憲主義上の原則としての地位を認めるとしても、ほかの原則…特に基本的人権の尊重…に優

位するものではないということを銘記する必要があります。まして、「民主主義」の名の下に立憲主義そのものが否定されるようなことがあってはなりません。それは「民主主義が自殺」してヒトラーを独裁者にしてしまったドイツの過ち、あるいはわが国の大政翼賛会の過ちを繰り返すこととなってしまうでしょう。

そのことは平和の問題についても言えます。圧倒的多数の国民が「侵略戦争をすべし」という意見を持ったとき…実は戦前の日本がそうだったのですが…ブレーキとなるのが憲法なのです。

先程、私は、「権力者の自制」よりも「個人の自律」に期待すべきだと申し上げました。しかし、人間とは弱いものです。過半数の個人が過ちを犯すこともある。民主主義はその時無力です。ご質問の意見は、その点を見落としているのではないかと思います。

ただ、私は、民主主義が不要だとは全く思いません。それは、「個人」が主体的に政治に参加する制度であり、立憲主義のエンジンです。

そして、現在の憲法をめぐる議論、これにどれだけ多くの国民が参加し、きちんとした議論ができるか。これが、わが国の民主主義の水準をはかる格好の試金石となると思います。

資料

○改憲への動き

政党

自由民主党（改憲）

2004年6月 自民党憲法調査会憲法改正PT「論点整理」

2005年4月 自民党新憲法起草委員会小委員会要綱

2005年7月 自民党新憲法起草委員会要綱

2005年8月 新憲法第1次案

2005年10月 新憲法第2次案

2005年11月 新憲法草案予定（自民党結党50周年）

民主党（論憲→創憲）

2004年6月 民主党憲法調査会「創憲に向けて 憲法提言 中間報告」

2005年4月 民主党「憲法提言」の策定に向けて

2005年7月 民主党「憲法提言」予定

2006年 民主党憲法改正案（憲法施行60年）一早まる可能性

新聞社

読売新聞社 1994年に第1次案、2000年に第2次案。

2004年5月 読売新聞憲法改正2004年試案

日本経済新聞 2000年5月「次代へ活ける憲法に自律型社会に対応を」

財界

2003年4月 経済同友会憲法調査会意見書「自立した個人、自立した国たるため」

2004年12月 日本・東京商工会議所 憲法問題に関する懇談会「憲法改正についての意見=中間とりまとめ=」

2005年1月 (社)日本経済団体連合会「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」

2005年6月 日本商工会議所「憲法問題に関する懇談会報告書－憲法改正についての意見－」

衆参両院の憲法調査会

2000年1月 衆参両院に憲法調査会設置

2005年4月 それぞれ最終報告書をとりまとめ

2005年9月 衆議院に「憲法特別委員会」設置。「国民投票法案」審議予定。

○改憲の対象とされている個別の問題点（一部）

① 憲法前文

- ・国民主権・人権尊重・平和主義の他、日本の歴史・伝統・文化・愛国心なども尊重なども書くのか
- ・国の目標を書くのか
- ・国民の憲法遵守義務を定めるのか

② 天皇

- ・象徴天皇制を維持するのか
- ・天皇を元首とするのか
- ・国事行為の他に天皇の公的行為を認めるのか
- ・女性天皇を認めるのか（憲法改正ではなく皇室典範の改正の問題）

③ 安全保障・非常事態

- ・9条1項（戦争放棄）の維持、平和主義の原則は不变との趣旨を盛り込むか
- ・自衛のための軍隊を認めるのか（9条2項の削除）
- ・集団的自衛権の行使を認めるのか、また、明文化するのか
- ・国際貢献のあり方をどうするのか、軍事を伴った国際貢献を認めるのか
- ・首相の権限の拡大、文民統制（シビリアンコントロール）の規定をおくのか・非常事態に関する規定をおくのか

④ 国民の権利・義務

- ・「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が伴う」ことを明記するのか
- ・新しい人権（プライバシー権、知る権利、環境権、犯罪被害者の権利、知的財産権等）に関する規定をおくのか
- ・公共の福祉に代えて、「公益」あるいは「公共の秩序」による人権の制限を認めるのか

- ・表現の自由の制限（青少年に悪影響を与える有害図書の規制等）、結社の自由の制限（犯罪を目的とする結社の制限等）を、認めるのか
 - ・国民の義務ないし責務（国防の責務、社会的費用を負担する責務、家庭等を保護する責務、生命の尊厳を尊重する責務、環境を保護する責務等）を認めるのか
 - ・外国人の権利の規定をおくのか
- ⑤ 国会・内閣
- ・二院制を堅持するのか、衆参両院の役割分担・議員の選出方法について見直すべきか
 - ・首相公選制を認めるのか、首相の権限を強化するのか
 - ・首相の解散要件、首相・国務大臣の国会への出席義務の緩和、衆議院の可決法案を参議院が否決した場合の衆議院での再議決要件の緩和等について、改正すべきか
- ⑥ 司法
- ・憲法裁判所を設置するのか、現在の違憲審査制を堅持するのか
 - ・最高裁判所裁判官の国民審査制度を廃止するのか
 - ・軍事裁判所を設置するのか
 - ・「迅速な裁判を受ける権利」を、民事裁判も含め国民全体に付与するのか
- ⑦ 財政
- ・健全財政主義に関する訓示的な規定を置くのか
 - ・私学助成は合憲であることを明確にするのか（政教分離規定の改正）
 - ・予算の単年度主義を見直すか、維持しつつ、年度をまたがる手当てが必要なものは弾力的な運用で対応するとか、次年度予算案が前年度内に成立しなかった場合の対応について最低限度の規定を憲法に設けるという工夫をするのか
 - ・決算について、参議院の先議とするか
- ⑧ 地方自治
- ・「地方自治の本旨」という言葉を、「住民自治と団体自治」など、わかりやすく書き換えるか
 - ・地方自治の理念、国と地方自治体の役割分担を明確にすべきか
 - ・自治体の課税自主権を明確化すべきか
 - ・道州制を採用すべきか
 - ・地方特別法に対する住民投票制度を廃止すべきか
- ⑨ 憲法改正手続
- ・憲法改正の発議の要件を緩和すべきか
 - ・憲法改正国民投票法を、今、制定すべきか。その内容はどうするべきか
- ⑩ 最高法規
- ・憲法尊重擁護義務の規定は、このまま存置するのか

○国会議員の発言から

「[憲法前文は]『十七条憲法』や『五箇条の御誓文』のように日本の文化・伝統・国柄がにじみ出るべきもの。健全な愛国心等」

「より社会に対する利益というものが優先されるということがあり得るということはしっかりと憲法でうたっておかないと、個人の権利が広がりすぎて社会全体がそのためにむしろ停滞する。」

「夫婦別姓が出てくるような日本になったということは大変情けないことで、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもとなんだということを、しっかりと憲法でも位置づけてもらわなければならない。」

「憲法とは何かと言えば、やはり愛国心の一番の発露なのではないか。そして、その根底にあるのは何かと言えば、家族だ。」

「戦後、日本民族弱体化政策、バラバラにして、二度と一致結束して立ち上がるがないようなことを主眼においた憲法の影響結果がいま現れているのではないか。それを払拭するような、公共のために、国のためにという奉仕もするし、国を守るために義務・責任を負うんだということをはっきり書いてもらいたい。」

「義務について本当に現在の憲法は規定されていない。権利の制限と言うこともこの際、義務と一緒にしっかりともういっぺん考えていただきたい。」

「神道の復活というものもあるのか。国民の心のよりどころというのが必要なのではないかと。それは一つは神道であって、象徴天皇ではないか。」

「神道は宗教なんですか。宗教じゃないように思う。天皇の権威というものは世界最高だと思う。」

「学説で、今の憲法の根幹、基本的な部分の改正は改正手続きによってもできないというのがどうも学説の主流だが、それは間違いだ。なぜならば、現在の憲法の改正手続きによってすれば、内容的な制約はない。」

○「国体の本義」から

「抑々社会主義・無政府主義・共産主義等の詭激なる思想は、究極においてはすべて西洋近代思想の根底をなす個人主義に基づくものであって、その発現の種々相たるに過ぎない」

「個人主義の行詰まりは、欧米に於ても我が国に於ても、等しく思想上・社会上の混乱と転換との時期を持來している」

「欧米が、今日の行詰まりを如何に打開するかの問題は暫く措き、我が国に関する限り、真に我が国独自の立場に還り、万古不易の国体を闡明し、一切の追随を排して、よく本来の姿を現前せしめ、而も固陋を棄てて益々欧米文化の摂取醇化に努め、本を立てて末を生かし、聰明にして宏量なる新日本を建設すべきである」